

地デジを受信できていますか

もうすぐアナログ放送が終了します



7月24日の地上アナログ放送終了まであとわずかです。地上デジタル放送を受信できていますか。アナログテレビのまま何もしないと、テレビを見るのができなくなりま

すので、一日も早く地デジの準備をお願いします。

「どうすればいいか分からない」「地デジの準備をしたが、テレビが映らない」という人は、デジサポ岡山（総務省岡山県テレビ受信者支援センター）へご相談ください。

■問い合わせ・申請先

デジサポ岡山

☎086・899・6060

午前9時～午後9時

（土日祝日は午前9時～午後6時）

開設します

地デジ臨時相談コーナー

デジサポ岡山では、地デジ

午後4時まで継続します。
▽場所 中央公民館

低所得世帯の人へ

地デジチューナー無償給付

総務省では、経済的な理由で地デジの準備ができない世帯に簡易なデジタルチューナーを1台無償で給付する支援を行っています。

申込期限は7月24日ですが、申し込みから完了まで1～2カ月かかる見込みです。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

総務省地デジチューナー支援実施センター

①NHK受信料全額免除世帯の人
☎0570・033840

②市民税非課税世帯の人
☎0570・023724

評価額が早く減少
冷蔵庫用家屋（非木造）

固定資産評価基準の改正により、平成24年度から非木造

の「冷蔵庫庫」（保管温度が10℃以下に保たれる倉庫）の固定資産税について評価額の計算方法が変更されます。

これまで非木造の「冷蔵庫庫」については「一般の倉庫」と同じ取り扱いとされてい

ましたが、平成24年度からは「一般の倉庫」に比べて家屋の評価額が早く減少する計算が適用されます。次の要件を満たす場合は、ご連絡ください。

▽適用対象要件 ①～④の要件すべてに該当する家屋

①非木造（木造以外）の倉庫であること

②建物自体が冷蔵機能を有していること

③保管温度が常時、10℃以下に保たれていること

④冷蔵庫庫部分の床面積が建物1棟の延べ床面積の50%以上あること

※通常の倉庫内にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫などを設置しているものは対象になりません。

※①～④の要件を満たしている場合でも、建築後、一般の倉庫として鉄筋コンク

リート造45年・鉄骨造35年・軽量鉄骨造18年を経過している倉庫については変更されません。

■問い合わせ先

税務課

☎0869・22・1181

請求期限が延長されました
内閣総理大臣書状贈呈

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され戦時衛生勤務に従事した旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の人（慰労給付金受給者は除く）に対して、その苦勞に報いるため、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限が2年延長され、平成25年3月31日までとなりました。

■問い合わせ先

総務省大臣官房総務課

管理室 業務担当

☎03・5253・5182

送付します

後期高齢者医療被保険者証

現在お持ちの後期高齢者医療の被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっております。

【被保険者証の更新】

後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）は毎年8月で更新されますので、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓口提示してください。

【一部負担金の割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります（下表参照）。所得区分は前年の所得により毎年判定し見直すため、新しい被保険者証では、割合が変更されている場合があります。

【減額認定証の更新】

所得区分が低所得者ⅡまたはⅠの被保険者の人が入院する際に、申請により交付され

一部負担金の割合	所得区分	説明
3割	現役並み所得者	住民税の課税所得額（各種控除後）が145万円以上ある人や、その被保険者と同一世帯にいる被保険者。 ※被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満、1人の場合383万円未満の人は、申請により「1割」負担になります。 ※現役並み所得の被保険者（世帯にほかの被保険者がいない場合に限る）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人も、申請により「1割」負担になります。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人。
1割	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者。

る後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を、医療機関などに提示することで、窓口で支

払う入院代は自己負担限度額までとなり、1食当たりの食事代も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者ⅡまたはⅠとなる場合には、新しい減額認定証を保険証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

①世帯内に所得の未申告者がいる人
世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。所得がない場合でも申告が必要となりますので、6月末までに市民課にて申告を行ってください。

申告により所得区分が低所得者ⅡまたはⅠとなった場合は、減額認定証が引き続き交付されます。

②長期入院をした人
平成22年8月1日以降、所得区分が低所得者Ⅱで、減額認定証を持っていた期間内に90日を超える入院日数がある人は、市民課にて申請をして

ください。

申請が認められた場合、1食当たり160円となる減額認定証が交付されます。

【入院時の負担額】

①低所得者Ⅱの人

自己負担限度額24,600円

食事代（1食当たり）

・90日までの入院 210円

・90日を越える入院 160円

②低所得者Ⅰの人

自己負担限度額15,000円

食事代（1食当たり）100円

■問い合わせ・申請・申告先

市民課

☎0869・22・3958

■問い合わせ先

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086・245・0090



新しい被保険者証（水色）（左）／ 減額認定証（右）

ねんきんのおはなし

保険料免除制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

国民年金保険料の平成23年7月分から平成24年6月分までの免除などの申請受付開始は7月1日です。また、7月中に申請する場合は、平成22年7月分から平成23年6月分までの期間（前1年間分）の免除などの申請も同時にできます。申請には年金手帳と印鑑が必要です。

■申請先 市民課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所

■問い合わせ先

市民課

☎0869・22・1790

岡山県年金事務所

☎086・270・7928